



中橋 友子 議員
(副議長)



平成の大合併後も人口減少が続き、住まい、交通、公共サービスなどの生活機能を集約していく「立地適正化計画」が導入され、令和6年3月末現在、全国747団体が取組を開始している。

十勝では、消防やごみ処理等の事業が広域化され、今後、新たに除雪事業が協議されると伝えられている。

本来、住民の福祉の向上に直接責任を負うのが地方自治体の役割である。特に除雪事業は住民要望が強く、日常生活に直結し、広域化には馴染まないと考える。以下の点を問う。

(1) 立地適正化計画、(2) 自治体業務の広域化に対する町の認識は。
(2) 2025年度に向けて予定している除雪事業の内容は。

町長

(1) ①現在、立地適正化計画を策定しておらず、必要性も感じていないが、人口減少と高齢化はこれか

問 除雪事業の広域化に懸念

答 現時点では具体的な内容は決まっていない

さらさらに進行していくため、持続可能な市街地形成を図る手法の一つとして捉えている。「帯広圏都市計画の整備、開発、保全の方針」との整合性を踏まえつつ、継続的に帯広圏域での意見交換を行い、と考えており、必要と判断した段階で計画を策定していきたい。

② 通常行う行政サービスは各自治体が責任をもって行うべきであるが、自治体が互いに連携し、協力することで財政的な負担が軽減される場合や、事務を共同処理すること、より効率的にサービスを提供できる業務は、広域的に業務を進めていくことが望ましいと考えている。

(2) 除雪業者の減少をはじめ、オペレーターの高齢化や担い手不足、除雪機械の老朽化など、これまで自治体間で共有する場がなかったことから、各自自治体これらの課題を個別に対応してきた。

現在策定中である「第4期十勝定住自立圏共生ビジョン」において、除雪体制に関する作業部会を

問 長期計画を持ち空家対策を

答 これまで実施している取組の強化を図っていく



市街地や農村地域を問わず空家が増えてきている。全国では900万2千戸、空家率13・8%に上る(2024年9月総務省「令和5年住宅・土地統計調査」)。

今後も急速に増えることが予測され、本町の現状と取組を問う。

(1) 空家の現状把握と将来推計は。
(2) 国の「特別措置法」に基づく政策の実施を。
(3) 解消に向けた長期計画の策定を。

町長

(1) 本町の空き家数は1320戸

(令和5年調査)、空き家率は10・8%と推定され、5年間で290戸、2・4ポイント増加している。

今後、人口減少や既存建物の老朽化に伴い、町内の空き家戸数は増加傾向になると推測しているが、空き家の利活用を含め、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう、引き続き適正な管理を促していく。

(2) (3) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、指定された「特定空家」に対し、行政が直接関与できるようにした。現在のところ「特定空家」と判断される空き家はないが、空き家実態調査を行いながら、直接所有者に対して空き家の適正管理をお願いしており、引き続き所有者の対応状況を監視していきたい。

空き家の解消に向けては、活用が可能な物件の実態調査や空き地・空き家バンクによる情報提供に加え、地域おこし協力隊による利活用の相談やサポート、マイホーム応援事業補助金など、空き家の解消と定住に向けた取組を既に実施していることから、現時点において長期計画を策定する考えはないが、これまで実施している取組の一層の強化を図っていききたいと考えている。